

○那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例

昭和60年1月11日

条例第1号

改正 平成4年4月1日条例第19号

令和元年7月4日条例第12号

別表第1

(ア)	対象地域	商業地域又は近隣商業地域の場合			周辺地区の場合
(イ)	建築物の対象延べ面積	特定用途に供する部分の床面積と、非特定用途に供する部分の床面積に1/2を乗じて得たものとの合計の面積			特定用途に供する部分の床面積
(ウ)	建築物の規模	1,000㎡			2,000㎡
(エ)	建築物の用途	百貨店その他の店舗の用途	特定用途 (百貨店その他の店舗を除く。)	非特定用途	特定用途
(オ)	駐車施設の規模	150㎡	200㎡	450㎡	200㎡
(カ)	建築物の延べ面積 6,000㎡未満の緩和	$1 - \frac{1,000 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - \text{延べ面積})}{6,000 \text{ m}^2 \times (\text{A}) - 1,000 \text{ m}^2 \times \text{延べ面積}}$ <p>(A) = 特定部分の延べ面積 + 非特定部分の延べ面積 × 1/2</p>			$1 - \frac{6,000 \text{ m}^2 - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$

※(イ)項の床面積、(エ)項の用途の床面積の合計、(カ)項の延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除く。☒